

議案第 2 号

加西市税条例及び加西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の
利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市税条例及び加西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する
条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

加西市長 高 橋 晴 彦

加西市税条例及び加西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の
利用に関する条例の一部を改正する条例

(加西市税条例の一部改正)

第1条 加西市税条例（昭和42年加西市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

(加西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部
改正)

第2条 加西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（平成27年加西市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(審議資料)

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部が改正され、加西市税条例及び加西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例に条ずれが生じるため、所要の改正を行うもの。